

け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 8 月 29 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	再生水（下水）利用に係る各種調査
-----------	------------------

対象国及び類似地域	インド及び南アジア地域
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

インドでは、人口増加と経済成長により都市環境の改善が喫緊の課題となっている。このため、インド政府住宅都市省 (Ministry of Housing and Urban Affairs: MoHUA) は、2015年6月に AMRUT (Atal Mission for Rejuvenation and Urban Transformation) スキームを策定し、国内 500 都市 (都市人口の約 60% をカバー) を対象に基本インフラの強化と都市改革を推進している。AMRUT スキームでは、給水システム、下水道、汚水、雨水排水、都市交通、緑地と公園の整備など、都市インフラに関する幅広いサービス改善プログラムの実施が明記されている。

水需要は特に深刻な課題であり、2030 年には必要とされる水需要量に対して約 50%しか供給できないとの予測が報告されている¹。この課題に対応するため、MoHUA は、2021 年 10 月に AMRUT 2.0 ガイドラインを制定し、都市部の全家庭に安全な水道水を供給するとともに、下水・し尿処理の普及、水資源の保全・再利用、雨水活用などを通じて「水の安全保障都市」の構築を目指している。AMRUT2.0 の対象は、水道については全国の 4,800 の法定都市、下水・し尿については AMRUT 指定の 500 都市となっている。また同計画の予算規模は総額約 29.9 万クロール・ルピー (約 54 兆円) であり、これは前計画 (AMRUT 1.0) の約 3 倍に当たる。この大幅な予算増額の下、下水・し尿処理改善の対象 500 都市では、排水リサイクルが義務付けられており、さらに州レベルで都市水需要の 20%、工業用水需要の 40%を再利用水で賄うことが目標とされている。しかし、これらの目標達成に向けては多くの課題があり、2024 年 1 月にモディ首相主催で開催されたバイブラント・グジャラート会議においても、排水再利用の促進が改めて強調された。

¹ [Composite Water Resources Management: Performance of States \(https://www.niti.gov.in/sites/default/files/2019-08/CWMI-2.0-latest.pdf\)](https://www.niti.gov.in/sites/default/files/2019-08/CWMI-2.0-latest.pdf)

AMRUTにおいては、MoHUAは下水道及びセプティックタンクに対する標準手順書（SOP）や対象500都市の市水バランス計画（CWBP）等、様々な政策ツールを策定してきた。しかし、策定から10年近く経過し、再生水利用に関する新技術の進展を踏まえて、再生水利用促進に向けた政策ツールやガイドラインの更新が求められており、地方自治体向けのマニュアルを新たに作成することが検討されている。MoHUAは、日本政府に対し、再生水利用プロセス、財務、行政マネジメント、収益創出の仕組み、非飲用・間接的な飲用を含む最終利用計画の策定を含むマニュアル作成への協力を要請した。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）準備業務（2025年9月中旬～2025年9月中旬）

- ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、インド側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前に JICA に提出する。
- ② プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案の担当分野関連部分を検討する。
- ③ 対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務（2025年9月中旬～2025年10月上旬）

- ① JICA インド事務所等との打合せに参加する。
- ② インド側関係機関との協議及び現地調査に参加し、担当分野に関する調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、会議毎に簡易議事録案（日本語）及び出席者名簿（名前、所属組織、職位、連絡先（電話・メールアドレス）を含む）（英語）を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。

- ア) 関連する各組織の役割分担、中央／地方政府の連絡調整／指揮命令体制
- イ) 各組織の人員体制、予算規模・内訳、予算獲得の仕組み
- ウ) 関連各組織の実態調査及びキャパシティ分析
 - A) 関連各組織の所掌業務についてヒアリング等を通じ確認する。
 - B) 関連各組織の部署別人数、各人の教育のバックグラウンド、業務経験について可能な範囲で情報収集を行う。
 - C) 排水管理・再生水の利用に関連する組織が他にある場合、その機能及び役割について、可能な範囲で収集する。
- エ) AMRUT 及び関連する政策・制度
- オ) 現地再委託を請負可能なインド国内の組織及び業務実施単価に関する情報を収集する。
- カ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（世界銀行、ADB、NGO 等）の活動動向、連携の可能性
 - ※ 本項目はJICAが別途契約する「評価分析」団員と協力して行う。
- ④ 上記③で収集した情報を元に、担当分野の観点から本プロジェクトの協力方針や課題、留意事項の整理・提言を行う。
- ⑤ プロジェクトの活動に係る協議に参加し、支援する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 本プロジェクトにて設立を想定している国家タスクフォースについて、MoHUA 及び中央政府機関内での立ち位置、拘束力、参加を想定する省庁、運営方法について確認する。
 - イ) インド側が想定している再生水の使用用途（工業利用、飲用利用等）について確認する。
 - ウ) インドの排水管理・再利用における、気候変動に係る情報収集として、インドの「自国が決定する貢献」（NDC：Nationally Determined Contributions）を確認する。
 - エ) 横断的事項として、生物多様性に係る情報収集及びジェンダー主流化に係る情報収集を、JICA 調査団員と協力して実施する。
- ⑥ 担当分野に係る PDM 案、PO 案、M/M 案の作成に協力する。
- ⑦ 担当分野に係る現地調査結果を JICA インド事務所等に報告する。

(3) 整理業務（2025年10月上旬～2025年10月下旬）

- ① 担当分野に係る事業事前評価表（案）作成に協力する。
- ② 担当分野に係る PDM 案、PO 案、R/D（Record of Discussions）案の作成に協力する。
- ③ 報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書

2025年10月31日（金）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

- ① 現地業務日程

現地業務は 2025 年 9 月 17 日～10 月 7 日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 下水道政策 (JICA)

ウ) 協力企画 (JICA)

エ) 再生水 (下水) 利用導入評価 (本コンサルタント)

オ) 評価分析 (JICA が別途契約するコンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA インド事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎 : あり

イ) 宿舎手配 : あり

ウ) 車両借上げ : 全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上 : なし

オ) 現地日程のアレンジ : JICA がアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供 : なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部環境管理・気候変動対策第二チームから配付しますので、gegem@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・ 案件概要表

② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

・ インド国 ナグプール市ナグ川汚染緩和事業 事業事前評価表

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2019_ID-P285_1_s.pdf

・ インド国 プネ市ムラ・ムタ川汚染緩和事業 事業事前評価表

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_ID-P243_1_s.pdf

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インド事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上